

令和6年度 塩尻市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

3 適用の範囲

この方針は、本市の全組織における物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針に基づく調達の対象となる障害者就労施設等は、次に掲げる障害者就労施設等のうち、物品等の調達が可能なものとする。

法第2条第2項に規定する障害者就労施設のうち市内に所在する次のアからエまでに掲げるもの

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援A型事業所
- ウ 就労継続支援B型事業所
- エ 生活介護事業所

5 調達の対象品目

本市が重点的に調達を推進すべき物品等は、次に掲げるものとする。

(1) 物品

- ア 食品類
- イ 縫製品等
- ウ 生活雑貨・小物雑貨
- エ 農作物等

(2) 役務

- ア 軽作業
- イ 草刈・清掃作業

6 障害者就労施設等が供給する物品等の調達の目標金額

2,900,000円

7 調達の方法

- (1) 障害者就労施設等から提供可能な物品等の情報について、健康福祉事業部福祉課から各課等へ情報提供を行う。
- (2) 各課等は、提供された情報を基に当該障害者就労施設等の特性を踏まえた上で、積極的に物品等を発注することに努め、また、物品等の発注に係る仕様、納期の設定等においても十分配慮するよう努める。
- (3) 各課等は、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など障害者就労施設等に発注可能な物品等を十分に検討する。
- (4) 各課等は、主催する各種行事、イベント等において、販売、飲食コーナー等の設置の公募等を行う場合、障害者就労施設等へ情報提供を行う。
- (5) 各課等は、障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにするため、調達に係る競争に参加する機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、塩尻市財務規則（昭和55年塩尻市規則第9号）等の規定に従い、随意契約方式を活用しながら、障害者就労施設等から物品等の調達に努めるものとする。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により速やかに公表する。

9 その他の取り組み

本市予算の直接執行ではないが、本市の職員は次の行為について取り組むよう努める。

- (1) 障害者就労施設等が実施する物品の販売会において積極的に購入すること。
- (2) 職員個人の名刺を印刷する場合には、積極的に障害者就労施設等に発注すること。